

国民国家・日本の発現

——ナショナリティの立論構成をめぐって——

山 室 信 一

I

日本という国民国家はいかなる意味において独自性をもちうるのか。換言すれば、日本人という国民と日本という国家の存在理由^{レーベン・デール}は何に求められ、それはいかなる論拠によって正当化されうるのか——この「国民国家」日本の自己証明（identification）の模索こそ、明治20年代を特徴づける思想的課題であったといえよう。

不平等条約の軛を脱し、国際社会へ参入していくために国民国家形成¹⁾が必須の要因であるとはいえ、それがとりも直さず国制と国民生活の欧米化として自らの伝統を根こぎにしていく過程であったこともまた当然であった。自己喪失への危機感は文明開化の進展とともに蓄積され、十数年の歳月を重ねて今や飽和点に達しつつあったのである。

そして、明治19年清国水兵暴行事件とノルマントン号事件が相次いで起こった。明治維新以来孜孜として国民国家形成に邁進し、ようやく東洋で唯一の文明国になりえたのではないかという自負心が国民の間に萌ははじめていただけに、イギリスに対してはもとより清国に対してさえ今なお辺上の小国にすぎなかったという事実をつきつけられた衝撃は、無力感とも焦燥感ともなって朝野を包みこんでいった。

清国水兵暴行事件に際会するや「玄洋社員等は、この国辱を聞いて皆悲憤慷慨す。すなわちここに民権伸張論を捨てて、国権主義に変わるに至れるなり」²⁾と主義の転換を明らかにしている。政府も対清海戦を想定して海防充実策を推し進めていった³⁾。その後、建艦問題が初期議會を通して政府と民党の対立の焦点となって推移したことは周知のとおりである。

あくる明治20年、鹿鳴館や首相官邸での大舞踊会に象徴される欧化主義政策の主導者であり、「欧洲的・新帝国ヲ東洋ノ表ニ造出スル」⁴⁾ことを構想した外相井上馨が進めていた条約改正交渉は、朝野の反対運動のうちに潰え去った。「世論の効力は不完全なる条約改正をして中止せしめ、外務大臣の交迭^{マア}を促がし、欧化政略の形影為めに寂然たり」⁵⁾と『自由党史』はその事態を伝えている。昂揚した世論はさらに地租軽減、言論集会の自由、外交失策の挽回を迫る三大事件建白運動へと展開していく。追いつめられた政府はついに11月26日保安条例を施行、中江兆民、尾崎行雄ら570余名を皇居3里外へ退去させることで危機的状況を乗り切らざるをえ

なかったのである。

こうして明け、暮れた20年代初頭のこの年、思想潮流も大きなうねりをみせて逆巻きはじめていた。

2月、民友社を創立した徳富蘇峰は『国民之友』を発刊して「日本国何くに在る、日本人民付くに在る」⁶⁾と筆を起こした。4月、南洋巡航のルポルタージュ『南洋時事』を公刊した志賀重昂は扉に“Arise! Ye sons of Yamato's Land!”と掲げ、さらに人種間の競争の中で日本人は早急に「国旗性命ヲ永遠ニ保維スルノ策ヲ講ゼザルベカラズ」⁷⁾と訴えかけた。翌5月には中江兆民が「文明の運に於て後進なる一小邦にして頭を昂げて亜細亜の辺陬より崛起」⁸⁾せんとする日本の採るべき針路とその歴史的意義を極限までつきつめる思想実験として『三酔人経綸問答』を上梓している。また、L・リースが帝国大学史学科教師として着任し国史料設置へと動き出し、博言学教師B・H・チェンバレンが『日本小文典』を出版したほか、『哲学会雑誌』、『国家学会雑誌』の創刊、私立哲学館の開校、日本講道会の日本弘道会への改称、さらに日本の先住民族をめぐるコロボックル・アイヌ論争⁹⁾など「国民国家」日本の位相を多角的に問う試みが始まったのもこの年のことであった。

そして、こうした動向とまさに時を同じくして「国民国家」日本の性格をその骨格において決定づける動きが、国民の目の届かぬところで秘かに進行していた。大日本帝国憲法の起草がそれであった。

このように開国以来の達成を前提として、日本人という国民と日本という国家の固有性と特質は何なのか、それをいかに世界の中に位置づけるべきなのか、を問う様々な論潮の渦中に志賀重昂、三宅雪嶺らが結成した政教社の『日本人』と陸羯南の『東京電報』(のち『日本』)が投げられた。そこでは泰西主義によってもたらされた「人類ありて国民なし、世界ありて国家なし」¹⁰⁾というべき境位を批判、克服して国民と国家の個性と尊厳を明らかにし、「国民国家」日本の自画像を空想的・歴史的構図の中に定位する試みが繰り返られていったのである。

本小稿は、日本を日本たらしめる基軸として提起された鍵概念としてのナショナリティに焦点を当ててその立論構成や正当化根拠がいかなるものであったかを探り、それを通して明治20年代に発現した「国民国家」日本の自己像を明らかにしようとするものである¹¹⁾。

- 1) この概念に関しては拙稿「近代日本における国民国家形成の諸相」(『近代日本の知と政治』所収)および三輪公忠『日本・1945年の視点』第2章を参照いただきたい。
- 2) 玄洋社社史編纂会編『玄洋社社史』408頁。
- 3) この点、春政公追頌会編『伊藤博文伝』中巻、第21編第3章「清国水兵暴行事件と海防設備の充実」、山県有朋「軍事意見書」(大山梓編『山県有朋意見書』所収)および藤原彰『日本軍事史』上巻、83頁以下。
- 4) 井上馨「条約改正問題意見書」、芝原拓自他編『対外観』64頁。

- 5) 岩波文庫版『白山党史』下巻、278頁。
- 6) 蘇峰「嗟呼国民之友生れたり」、『国民之友』第1号、1頁。
- 7) 志賀『南洋時事』、志賀富士男編『志賀重昂全集』第3巻、7頁。
- 8) 岩波文庫版『三酔人経綸問答』121頁。
- 9) 論争の経緯については、松村瞭「東京人類学会五十年史」（『人類学会雑誌』第49巻第11号）、寺田和夫『日本の人類学』参照。
- 10) 国友重章「日本政治社会の一新現象」、『日本人』第3号、7頁。
- 11) このように立論構成と正当化根拠に焦点を絞るにしても、それがいかなる状況の中で、いかなる発論に対してなされたか、を無視することはできない。しかし、大同団結運動や初期議会における政治的対抗、内地雑居や条約改正をめぐる論争と運動、日清韓における諸問題や日清戦争前後の国際関係、帝国憲法と教育勅語のもたらした問題、さらに民法典論争等々論すべき点はあまりに多く、紙幅と私の能力はあまりに限られている。それらについては、先行研究を参照いただき、ここではあくまで立論構成のレベルに限定することとする。なお明治20年代思潮を通観したものとして K. B. Pyle, *The New Generation in Meiji Japan*, 1969.（松本三之介監訳、五十嵐暁郎訳『新世代の国家像』）が今日までのところ最もまとまったものであり、示唆に富む。また、本小稿のテーマに関わるものとして岩井忠熊『明治国家主義思想史研究』、丸山真男「陸羯南」（『戦中と戦後の間』所収）、松本三之介『政教社文学集・解題』（明治文学全集・37巻）本山幸彦「明治20年代の政論に現われたナショナリズム」（坂田吉雄編『明治前半期のナショナリズム』所収）などが重要な成果である。さらに岡利郎編『民友社と政教社』（『日本思想史』第30号）には、2つの思想集団についての最新の成果が示されており、注に掲げられた文献とともに参照されるべき特集号である。ただ、これらの研究は必ずしも「国粹」だけに焦点を当てたものではないし、多くの場合、意図のみを問題にし、そこからいかなる「国粹」の内実が導き出されたかを追求していないために意図と成果との食い違いなどについては再考の必要がある。本稿の問題設定の目的もそこにある。

II

明治20年代は明治10年代後半の欧化主義に対比して国粹主義の時代と通常みなされている。しかし、国粹主義という用語¹⁾が20年代を通じて一貫して喧伝されたわけではないし、国粹主義について一定した定義が与えられていたわけでもない。国粹主義という語が最も世上流布していたと思われる明治22年、落合直文は「世人口を聞けば即ち曰く日本主義と、世人筆を採れば則ち曰く日本主義と、日本主義の行はるゝ実に今日より甚しきはなし²⁾」と書き、国粹主義という語を用いていないし、この一文も、こうした論潮が今をピークとして退潮に向かうのではないかという憂慮の念をもって書かれていた。また、『日本人』誌上で志賀重昂が「国粹旨義」を鼓吹したのは21、2年の2ヶ年に限られている。国粹主義の意義についても「『国粹』の特に保存せらるべき価値ありとするか、社会経営の全局面に於て所謂国粹保存てふことは幾何か国家国民の幸福を増進するに益すべきか。是等諸般の問題に就ては一も明示する所なかりし³⁾」という後年の高山樗牛の批判をまつまでもなく、当時から国粹主義についてのまとまった理解が一般に行きわたっていたわけでもなかった。いや、そもそも『日本人』創刊の辞が

「今や眼前ニ切迫スル最重最大ノ問題ハ、蓋シ日本人民ノ意匠ト日本国土ニ存在スル万般ノ圍外物トニ恰好スル宗教、教育、美術、政治、生産ノ制度ヲ選択シ以テ日本人民ガ現在未来ノ嚮背ヲ裁断スルニ在ル哉」⁴⁾と掲げているように、保存を唱えながらも既に確定された国粹なるものがあるとしてその保存を目的として出発したわけではけっしてなく、それをむしろ模索し、発見し、選択することに目標が設定されていたのである。

その模索の結果『日本人』が樗牛が批判したように保存すべき国粹とその社会的意義を一も明示しなかったか、といえはむろんそうではない。同人たちの統一見解ではなかったにしろ⁵⁾、美術的の観念、皇室、国教という3つを提示し、それらを核として国民的統合を図り、さらに日本文化の充実を通して世界の文明形成にいかにか寄与しうかが問われていたのである。そのうえで、国粹保存主義が具体的政策としては、「民力休養となり、租税軽減となり、或は殖産論となり、或は興業論となり、或は農業の改良策となり、或は貿易奨励策となり、或は販路拡張策となり、或は実業社会と気脈を聯絡するの順序となり、国力不相応の奢侈遊戯を排除するの所説とな」⁶⁾ることが表明されてもいた。少なくとも樗牛自身が唱導した国家至上主義としての日本主義よりははるかに内実あるものだったことに疑いの余地はない。

それでは国粹として提起されたのはいかなるものであったのだろうか。

その第一のものが志賀重昂による「美術的の観念」⁷⁾であった。

志賀はまず「日本国土に存在する万般なる圍外物の感化と、化学的の反応とに適應順從し、以て胚胎し生産し成長し発達したるものにして、且つや大和民族の間に千古万古より遺伝し來り化醇し來り、終に当代に到るまで保存しけるもの」⁸⁾を国粹と規定することから説き起こし、この地理学と生物学の大原則と彼がみなすものにしたがって日本の国粹を抽出する。いわば地理的空間的な環境への生態的対応としての固有の歴史過程のうちにナショナルリティを見出しうると考えるのである。しかし、その立論の構成のしかたは西洋の文明化の粹を分析的思考を特徴とする数理学に基づくものとアプリオリに措定し、それと対蹠的性質をもつものとして日本の国粹が求められるという手順を取るものであって、日本の分析から国粹なるものを直接導き出すという質のものでなかったことをまず指摘しておきたい。そして、この方法によって志賀は日本の文明化を「調和より由来す、調和は即ち美術の本元なり……然り大和民族の美処、長処、粹処は美術的の観念に在り……予輩は、敢て告白す、所謂日本の国粹は、美術的の観念に存在す」⁹⁾と結論づけていった。西洋＝分析、日本＝調和というのである。こうした志賀の国粹論とその立論構成については先に指摘した方法上の問題の他にいくつか留意すべき点がある。

第一に、それはあくまで「美術的の観念」であって美術そのものではないということである。それは日本民族の思考様式や感性の現われ方に係わるものであって、現実の美術品、工芸品とは何ら関係はない。その関係はあくまで「日本国民が将来の間に精妙なる大美術者、大製造者と化成するの容量ある」¹⁰⁾というキャパシティの域にとどまる。この点は菊池熊太郎が国粹保

存と国産保存との区別を執拗に説き、「国粹（ナショナルリティー）なるものは一国特有、国民特有の気風なり、無形の感情なり、思想なり、意思なり。大仏重箱等の如き有形の粗迹を以て之を表彰すること能はざるものなり、一国の国粹は一のみ（国粹と国産とを混同する勿れ）」¹¹⁾とその無形性を強調したのと同一である。

この「美術的の観念」という発想は、それ以前からE・フェノロサ、岡倉天心、九鬼隆一らが進めていた日本美術再評価・振興の動き¹²⁾と同調しつつも、むしろそこから一線を画す志向によるものであったといえよう。

第二に注意すべきは、「美術的の観念」なるものが欧米の分析的、科学的思考様式の対蹠物としては採り出されたという経緯からして当然のことながら、日本人の長所とは欧米人の思考様式に比べると、裏返せばそのまま欠点となるはずのものであった。

志賀はこの点、「日本国民の多数は奇快、義侠、淡泊、美術的の観念を度外に抱持するを以て、其間瞑々裡に実業、生産、経済、功利的の思想を欠乏し、動もすれば輒ち末の為に本を失ひ、小説的の為に理学的を蔑視するの傾向無きにしもあらず」¹³⁾とそのマイナス面に目を向けることも怠ってはいなかった。一方で西洋科学とその思考法の重要性を力説しながら¹⁴⁾、他方で同時にそれと対置させることから抽出された美術的なる観念を保存すべき日本の国粹として掲げることは確かに矛盾にちがいない。しかしながら「美術とは分析したる事々物々を集合点綴し、能く協協調和したるもの」¹⁵⁾である以上、このシンクレティズムの発想様式¹⁶⁾こそが「美術的の観念」を国粹とする彼の主張を裏付ける好個の例証ともなっており、一種のアイロニーさえ感じさせるのである。

そして、こうした「美術的の観念」についてのアンビヴァレントな志賀の態度は、「日本人民が最特固有の長処即ち国粹たる美術的の観念は封建時代の空気に逢遭して果して変則的の発達を作為したるものなりとせば、泰西文物の感化を利用して之れが正則的の発達を促致せざるべからず」¹⁷⁾として国粹保存という眼目からすれば、破綻へと導かねない議論を生むことになった。国粹を歴史的伝統に求めるかぎり必ずつき当たる壁、すなわち封建制下で育まれた伝統を手放しでプラス評価だけはできないという問題に志賀もつき当たったのである。そして、この問題を回避するための一つの方法が風土や空間性に国粹を求めることであった。

そこで、第三として、志賀の国粹論にみられる地理的環境への民族の生態的対応の集積としての風土化された国民性という視点を挙げておきたい。

志賀の国粹論の立論の特徴は何よりも「日本の海島を環繞せる天文、地文、風土、気象、寒温、燥湿、地質、水陸の配置、山系、河系、動物、植物等の万般なる園外物の感化」¹⁸⁾に求める点にある。そのうちでも特に富士山を重要視して「幾多の山系之を綿亘し翠を空に挿み碧を雲に横へ、遠く佇望すれば真個に一幅の活画の如く、転た人をして知らず識らず美術的の観念を發揮せしめ」¹⁹⁾たと説示している。こうした立論構成を受けつぎ、肉づけして成ってのが

日本山岳文学史上不朽の名著とされる『日本風景論』であった。「日本人が日本江山の洵美を謂ふは……実に絶対上、日本江山の洵美なるもの有るを以てのみ。外邦の客、皆な日本を以て宛然現世界に於ける極楽土となし、低徊措く能はず……想ふ浩々たる造化、其の大工の極を日本国に鍾^{あつ}む、是れ日本風景の揮^{あつ}円球上に絶特なる所因」²⁰⁾と世界無比の自然美を謳いあげた志賀は、気象学や地質学などに拠って自論を正当化していく。その叙述の展開は、一面確かに実証的であり、科学的である。しかし、この全編を通底しているのは水蒸気が日本の風景と日本人の性情に感化を及ぼすこと、岩石の千変万化の表情が日本人の気風を感化すること、などをひたすら強調する地人相関論とでも呼ぶべき観点であった。杉浦重剛もまた同様に国民性の差異をもたらす最も重要な要因として気候と地味を挙げ、「此事たる嘗に肉体上にのみ其影響を及ぼすのみならず其精神上にも大に影響を及ぼし遂に一種の国風なるもの」²¹⁾が形成されるにいたると強調していた。

しかし、風景や風土の独自性は各々の民族が対等に主張できるものであり、自己の自然環境とそれによって形成された国民性だけが世界に冠絶したものと主張し、優位性を強調することは自民族中心主義 (ethnocentrism) に陥りやすい²²⁾。「我邦は決して、富士の山、琵琶湖に依て生存せらる可きものに非ず……我邦の独立は、実に我國民各個の裡に、深く刻まれたる独立心に依りて維持せらる可きもの也」²³⁾と『国民之友』が批判し、内村鑑三が志賀の『日本風景論』を評して「是れ Patriotic Bias (愛国偏) なり……人を高むるの美、即ち自己以上に昇らしむるの美は吾人は汎く之を万国に求めざるべからず」²⁴⁾と述べたのも、地人相関的風土論にひそむ独善性の危険をついたものに他ならない。もちろん、風土が人間の肉体と精神に多大な影響をおよぼすという考えは、ヨーロッパにおいてはすでに古代ギリシアのヒポクラテスに起源をもち、モンテスキュー『法の精神』や J. G. ヘルダー『人類史の哲学のための理念』などによって形成され、さらに C. リッター、F. ラッツェルらが人文地理学として展開されてきたもので日本の国粹論に特有なものではない²⁵⁾。だがヨーロッパにおいては、何より地上の人類は同一の種属であることが大前提とされ、それがいかにして風土化されて諸民族に分化していくのかを探るという視角が保たれていた。志賀の地理学がこうした業績からいかなる影響をどの程度受けているのか審らかにしえないが²⁶⁾、少なくともそこに人類という視点から出発して風土的共同体 (klimatische Gemeinschaft) の形式のあり様の相異を発見していくという志向性はみられない。むしろ、志賀の立論構成をみる限り、「此の国は良震極端の地にして陽気発生の始なり。陽物の初て生ずる者はその質穉^{ちじやく}若、その気強壮なり。故に日本の人の仁愛の心多き者は、震木発生の気を稟くるに篤きなり」(『日本水土考』)とみた西川如見や「神州は太陽の出づる所、元気の始まる所にして、天日之嗣、世宸極を御し、終古易らず」(『新論』)と書いた会沢正志斎らの水土論的²⁷⁾日本論により大きな類縁性をうかがいうるように思われるのである。もちろん、その正当化のために用いられた根拠は全く異質なものはあるのだが。

さらに第四に、志賀の『日本風景論』の立論の特徴として見逃せないのは、日本の風土と日本人の気質、性情の相関性を示すために短歌、俳句、紀行文、漢詩文などの文学作品を行論中に織り込んでいく手法である。文学作品に日本人の感性あるいは「美術的の観念」なるものの発現の実際を見て取り、立論の証左としていることは明白である。

そして、志賀と同じく類稀れな自然環境に育まれた日本人の感性を反映した文学に日本の「国性」、すなわちナショナリティが現われるとみた他の人物として山路愛山を挙げることができる。

愛山は「日本の『自然』が深く日本の人心に調和して自ら一定の国性を造り」²⁷⁾ あげたとみなし、その「日本の自然を父とし大和民族の特質を母として生れ出たるもの」²⁸⁾ が短歌と俳句であり、そこに日本の平民の気質—すなわち自然の美に敏感でありながら、崇高の美や道義の観念を欠き厭世的傾向をもつ気性—が見出せると説いていくのである。

このように恵まれた自然を強調し、そこに生活する日本人の感受性の豊かさが文学に現われ、それこそが日本のナショナリティの表現であるとする立論構成は、その後、芳賀矢一『国民性十論』などを経て、川端康成『美しい日本の私』に至るまで様々な変奏を伴いつつ受け継がれていくこととなるのである。

しかしながら、第五に、志賀の国粹論を無形の発想様式や風土的気質論だけに求めるだけでは不十分であろう。志賀自身、自らの思想的課題を、

無形 { 日本民族の思想を独立せしむる事（国粹主義）
日本民族箇々の勢力を惣併する事（大同団結）

有形 日本民族箇々の実力を増殖する事（殖産興業）²⁹⁾

と要約しているように、無形なるものは有形なもの基礎であると同時に有形なものが達成されてはじめて無形なるものが保証されるという緊密な相互性をぬきにして国粹主義は論じられない構造となっているからである。そして、二つの無形なるものも民族としての思想を独立させるために個々の国民を惣併（＝統合）する必要がある、また逆に惣併が唱えられるということは個々の国民の独立があって初めて成り立つものであり、「独立」と「惣併」とは両々相俟って一と成るはずのものであった。有形上の方策についてみても「日本の生産力を増進し国民箇々の財本を加殖せん」³⁰⁾ と説明されているように日本全体の生産力の増進が国民個々の財本の加殖にストレートにつなげられており—この点は社会問題の発生により是正されざるをえなくなるとしても—国力と国民個々の財との関係があたかも惣併と独立の場合と同様に相印的に捉えられていたことを示している。しかも「民族にして如何に自重自尊の精神を包蔵するも、財力にして果して微弱なりせば到底真成なる文明を創造する能はざる」³¹⁾ 点が繰返されていることからすれば、まず個々の国民の経済的自立と国家の経済的独立を課題とし、それを達成するために個々人の勢力を惣併する必要がある、惣併された民族としての総体的特性の徴標として国粹が重視されるという三位一体の構造になっていると解釈できると思われるのである。

この志賀の思想をさらに異なった立論の中を探ってみると、「人々個々の間に各自が最特の長処あるを以て、所謂分業なる者起ることなれば、邦国個々も亦最特の長処を以て分業せざる可からざるや知るべし。借問す邦国個々が最特の長処とは如何。曰く国粹是れなり。既に然り分業にして果して経済世界の真理なり交易の起源なりとせば、『国粹保存』は即ち経済世界の真理に非ずして何んぞ³²⁾と論じ、分業概念を補助線として用いながら国粹保存の経済的効用を説き、精神的での無形の国粹こそが経済的にも「日本最大級の民人が最大幸福³³⁾」をもたらす要でもあり、源泉となるとの立論構成がとられている。ここには、個々の人間と国家には各々長所があり、その長所を各々が伸ばすことで個人間、国家間というにおよばず、個人は国家に、国家は世界に貢献でき、それがとりも直さず、国民の最大多数の最大幸福を約束するという楽天的なまでのリニアな発展への希望が語られている。その意味では国粹保存は民族の精神でありながら経済利益と直結したものであり、理念としても日本一国を特殊化するよりはむしろ世界の分業に資するという相互依存の方向性を持ったものであったといえよう。

こうした立論は、一身独立して一国独立し、一国独立して人類や世界文明に資するという明治初期の啓蒙思想を継承しており、よく知られている三宅雪嶺の「自国の為に力を尽すは、世界の為に力を尽すなり、民種の特徴を発揚するは人類の化育を裨補するなり、護国と博愛と爰ぞ撞着すること有らん³⁴⁾」として自国と民種という個別の充実が世界や人類という普遍への貢献を指向する論理、そしてさらには羯南の「国民全体の力を以て内部の富強進歩を計り、以て世界の文明に力を致さん³⁵⁾」という企図と軌を一にするものであった。

しかし、この個人と国家をアナログ的に捉え³⁶⁾、世界に無媒介に接続させる発想は、一面でももちろん排外主義とは一線を画すナショナリティの主張となるが、他面で各々の領域を固有のものとして画定する歯止めがなく、ひとたび反転すれば「国に酬ゆると云ふことは結局自身の為めに幾分の貯蓄をなしたるに等し……已に然る以上は一国の団結を破るが如き挙動は、何に限らず勉めて之を去らざるべからず³⁷⁾」という国家から国民への国益への同化強制として往々発現する可能性を孕んでいたことも否めない。その点は『日本人』誌上で「国家的観念即国民的精神」、「国家旨義即『ナショナル』旨義（一名国粹旨義）」³⁸⁾などと安易に表現している感覚と連なり、国粹主義と国家主義の区別を曖昧化する一因ともなった。

しかし、同時に上の同じ論説の中で人民、臣民、国民という三つの概念的区別が強調されていることを見逃すこともできない。すなわち「人民と国民とは明瞭に之を区別せざるべからず。人民とは単に風俗、習慣、言語等と同じふする民族を総称する民族を総称するものなり。国民とは国家旨義の上より云ふものにして、政治上固く結びて一体をなしたる人民を云ふなり³⁹⁾」と規定し、さらに「君主専治の国家の中には余輩は臣民あるを知れども国民あるを知らざるなり、何となれば国家は君主の専有物の如く、人民は亦国家の付属物の如き観あればなり⁴⁰⁾」と説き分けている。こうした観点から維新以前には「某某藩の臣民、何何侯の領民と称するも

の」⁴¹⁾ だけがあって日本国民が存立する余地はなかった。それゆえ今こそ国民として発現すべきだと説き勧めていくのである。

もちろん、この議論自体は今日のみからみれば常識的なものにすぎない。しかし、この論説が明治22年2月18日、すなわち大日本帝国憲法発布の1週間後発刊の『日本人』に掲げられたことの意味はけっして小さくはない。なぜなら、帝国憲法上諭は、「朕ガ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ恵撫慈養シタマヒシ所ノ臣民」という位置づけを国民に与え、憲法第2章は「臣民権利義務」（伊東巳代治英訳本では Rights and Duties of Subject）と規定していたからである。さらに、そのコンメンタールである『憲法義解』では臣民を天皇の「大寶」とみなし文武天皇紀にある即位の詔をひいてその正当化根拠としていたのである。このような臣民規定を持った憲法が発布されたにもかかわらず、「君主独裁制の国家に生息する人民は、之を臣民と称するこそ適当なるべしと雖ども、立憲君主制の国家の住民をば之を国民と呼ばざるべからず」⁴²⁾ と書き、その論説に他でもなく「日本国民は明治22年2月11日を以て生れたり」と題して対置したことの含意はあまりに明瞭ではないだろうか。

そして、臣民としての位置づけを峻拒した点においては、憲法発布の当日に創刊された新聞『日本』も同じであった。主筆陸羯南は欽定憲法であることを承知の上で憲法発布を「国民旨義の実行」⁴³⁾ と論じ、以後立続けに「国民的の観念」「日本国民の基礎定まる」「憲法発布後に於ける日本国民の覚悟」などと題した論説を掲げたのである。

いうまでもなく、明治憲法でいう臣民は臣は即ち民として等置されており、中国で考えられていたような臣と民の区別が全く消去された観念である⁴⁴⁾。そうした観念がなぜ明治憲法にとりこまれたか、は一つの謎である。一君万民の国制をめざしたのなら、より直截に民ないし国民とすべきであったろう。また明治20年3月の井上毅起草の初稿でも、4、5月起草の試草甲案、乙案でも「日本国民」であったものが、8月のいわゆる夏島草案で「臣民」に変えられ、これに対する逐条意見で「臣民トハ男女老少ヲ問ハズ一般ニ通スルノ名ニシテ民権公権ヲ失フ者モ亦帝国ノ臣民ニ非ザルハナシ。此ノ章ハ国民ノ権利ヲ著スニ於テ臣民ノ字ハ其当ル所ニ非ズ。改メテ「国民トナスベシ」⁴⁵⁾ と一旦は国民に改めることを考えた井上が最終的にはこの修正案を削除しているのである。その間いかなる議論がなされたのか明らかではないし、枢密院における草案審議でも国民か臣民かをめぐって争われた形跡はない。「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ」（第4条）、「臣民を綏撫す」（『憲法義解』第4条）と定めた憲法の下で国民が臣民と規定されたのは、あるいは当然であったかもしれないが、その憲法によって発現した国家が体裁としては議会制をも備えた国民国家でありながらその内実は臣民国家または天皇国家とでも呼ぶべきものとなったことも疑いない。『日本人』と『日本』の諸論説はその点を衝いていたのである。

とはいえ、それでは彼らの批判の矛先が「君主専治の国家」へ、さらには天皇、皇室の否定

へとストレートに向かったか、といえは必ずしもそうはならなかった。「日本国民は明治22年2月11日を以て生れたり」が掲げられた同じ号に「我地球上何地を問はず何所を論ぜず、隅から隅まで搜索すとも、決して之なきものは、我日本人の特有として最も尊崇し奉る所の皇統一系にして二千五百有余年連々綿々たる所の神聖なる国体にぞある」⁴⁶⁾との論説が併せ載せられており、帝国憲法が企図した万邦無比の国体による固有性の弁証に同調していたのである。羯南もまた天皇と国民の関係に関するかぎり、「外国の君権は臣民の為に制限せらるると雖、日本の皇権は臣民に向て無限にして皇祖皇宗の謨訓に対しては有限なりとす」⁴⁷⁾と臣民としての国民に対する天皇権力の絶対性を切言してやまなかった。

しかしまた、『日本人』および『日本』の天皇と皇室に対する評価は、明治憲法によってはじめて枠作られ、規定されたという質のものではなかった。「国家とは日本国土と、兼て日本国民が勢力を総併するに最重最大最経済的なる彼の帝室を名称するものなり」⁴⁸⁾とする国家の定義の中にすでに帝室に吸収された“国民なき国家”像が描かれていたのである。そして、この文中にも現われているように、志賀にとって国粹主義と大同団結という無形の二極の結節点に位置づけられたのが皇室であった。かくて、国民個々の勢力を統合して「総併力を誘致するの方針は之を帝室に向ひて措定せざるべからず、故に『日本旨義』は一転して『勤王旨義』と化成す」⁴⁹⁾と国粹主義は一挙に勤王主義に転化するのである。また、これとは別に日本民族の集団心性の特質を国粹として模索した結果、「王室崇拜の心広く人心に浸潤し、累世承伝一種の遺伝質となり……此気質は吾邦人民の特有の稟性として異邦多く其例を見ざる処」⁵⁰⁾とみなされ、「我が帝室に対する国民の感情……此の感情を除きては吾輩の眼中に一も国粹なきなり」⁵¹⁾とも「想ふに日本の皇室は日本国粹の最重最大なるものなり」⁵²⁾とも断定されることとなっていたのである。羯南も万世一系の国体をもって国粹とみなしており、「是れ蓋し大和民族が歴史上に於ける無二の名誉にして、亦以て国民的性格の在る所」⁵³⁾と称揚してやまなかった。

もちろん、千数百年にわたって皇室が存続してきたこと、つまりは日本人がそれを廃絶しなかったことが世界に類例をみないとしても、それだけでは国民統合の凝集核となりうるものではない⁵⁴⁾。ただ物理的に存続してきただけなら志賀が指摘したように風上の方がさらに長く、また富士山なりの感化力の方が日本人の性情に与えた影響としては大きいといえるかもしれないからである。そこで、皇室がなぜ国粹の最たるものであり、国民統合の凝集核たりうるか、という論証が当然にも必要とされる。その際持ち出された皇室の位置づけが、国民の宗家としての皇室、文化の発出点としての皇室、そして神聖不可侵なる神胤としての皇室などであり、特に最後の点はさらに国教論へと繋がっていくものであった。

こうして、日本のナショナルリティの探究としての国粹論は、その国粹の最たるものとして皇室を導き出すことによって、国民の生活や文化や気質などから目をそらし国家形態や統治様式

の伝統に固有性を求める国体論の方向へ大きく転回していくこととなった。

志賀重昂自身は『日本人』創刊号において「彼の所謂国学者流の口吻に倣ひ、漫りに神国、神州、天孫等の文字を陳列するものにあらず」⁵⁵⁾と断言し、殊に会沢正志斎の『新論』や大橋訥庵の『關邪小言』などを踏襲した立論構成によるナショナル리티の析出をきびしく斥けて出発したはずであったのだが――。

- 1) 「国粹」という語は、すでに志賀著『南洋時事』に「真個ニ国粹ノ発達ハ民族独立ノ觀念ガ発達ト兩々並行ス」（『志賀重昂全集』第3巻、46頁）といった文脈に現われていたが、『日本人』第2号で nationality の訳語して用いられ、ここで「国粹保存ノ旨義」が唱えられた。しかし、保存の意味が不明確として第24号（22年5月7日）の社告をもって「国粹顕彰ノ旨義」と変更された。また『日本人』自ら『日本』の国民旨義と『日本人』の国粹主義の関連について「元と同一精神の日本旨義なり」（『日本人』第22号、4頁）と記しているように日本旨義の語も頻用された。羯南も国民主義について nationality の訳語とし、「原語は団体、国情、国粹、国風等の国語に訳されたれども、此等の国語は従来固有の意義ありて、原語の意味を尽くす能はず。原来『ナショナルリチー』とは国民（ネーション）なるものを基として他国民に対する独立特殊の性格を包括したるものなれば、暫く之を国民主義と訳せり」（西田長寿、植手通有編『陸羯南全集』第1巻、397頁）と説明している。ちなみに杉浦重剛は国種という訳を当て、「国種を組成する所の分子は地理、歴史、言語、文章、習慣等」（明治教育史研究会編『杉浦重剛全集』第1巻、238～9頁）と説明している。
- 2) 落合「日本主義の未来」。明治22年12月『明治会叢誌』。久松潜一編『落合直文、上田萬年他集』（明治文学全集・第44巻）5頁。
- 3) 梶牛「国粹保存主義と日本主義」。博文館版『梶牛全集』第4巻、369頁。
- 4) 『日本人』第1号、扉。杉浦重剛もまた「日本固有の制度文物にして果して粹なる者あらば、これを保存することを要すべし」（『欧州主義と日本主義』、『杉浦重剛全集』第2巻、198頁）と述べ、日本固有の文物に粹なる者があるならばという前提において立論していた。
- 5) この点、「国粹主義は我社の持論なりと雖ども、未だ社説として論究したることなし。是れ一は重要な問題にして軽々に議し能はざることと、一は社員中各自それぞれに抱懐する所の特見ありて、未だ相集りて之を一定する好機を得ざりし」（菊池熊太郎「国粹主義の本拠」『日本人』第19号、7頁）との釈明がなされている。
- 6) 志賀「日本前途の二大党派」『日本人』第6号、6頁。
- 7)、8) 志賀「『日本人』が懐抱する処の旨義を告白す」『日本人』第2号、1頁。
- 9) 志賀「大和民族の潜勢力」『日本人』第7号、2～3頁。
- 10) 志賀「日本生産略（緒論）」『日本人』第8号、5頁。
- 11) 菊池熊太郎「国粹主義の本拠如何」『日本人』第16号、2頁。
- 12) 明治20年12月竜池会を日本美術協会と改称し『日本美術協会報告』発刊。22年2月、日本美術教育機関として東京美術学校開校、天心幹事として運営を主宰。同5月には皇室博物館美術部長に就任。10月、天心、高橋健三とともに『国華』創刊。その発刊の辞に曰く、「夫レ美術ハ国ノ精華ナリ……国華ハ国民ヲシテ自国ノ美術ヲ守護スルノ必要ヲ唱道シテ止マザラントス」（平凡社版『岡倉天心全集』第3巻、42～8頁）。なお、高橋は杉浦ら『日本人』同人と親交があり、また羯南の『日本』創刊を助けるなど当時のナショナリズム運動のプロモーターとでもいふべき人物である。
- 13) 志賀「日本生産略(二)」『日本人』第10号、20頁。

- 14) 「生物学ヲ研究セヨ、物理学ヲ研究セヨ……生物化醇ノ大則ニ協フモノハ勝ち、協ハザルモノハ敗ル。勢力保存ノ原理ニ協フモノハ長ジ、協ハザルモノハ減ユ」(『南洋時事』『志賀重昂全集』第3巻, 63頁)など。なお、志賀におけるこの科学性重視を強調した論稿として松田道雄「日本の知識人」(『日本知識人の思想』所収)がある。
- 15) 志賀「大和民族の潜勢力」『日本人』第7号, 2頁。
- 16) この点は西洋科学の核心は理学であり、その基礎に数学があるとしながら、それを儒教と結びつけて理学宗を提唱した杉浦が、採長補短主義、折衷主義こそ日本の特性として説き続けたこと、また岡倉天心が「日本民族の特異な天分は、古きを失うことなく、新しきものを欲び迎える、あの生ける不二元論の精神」(『東洋の理想』『岡倉天心全集』第1巻, 16頁)に求めたことなどを併せて想起されたい。
- 17) 志賀「日本国裡の理想的事大党」『日本人』第5号, 5～6頁。
- 18), 19) 志賀「『日本人』が懐抱する処の旨義を告白す」『日本人』第2号, 1頁。
- 20) 志賀『日本風景論』『志賀重昂全集』第4巻, 1～2頁。
- 21) 杉浦「自主の必要を論ず」『杉浦重剛全集』第1巻, 201頁。
- 22) 同じ年、同じく地理と人間の関係を主題とした内村鑑三の『地理学考』(明治30年『地人論』と改題)が「地理学に依て吾人は健全なる世界観念を涵養すべきなり……我等は日本人たるのみならず亦世界人(Weltmann)たるべきなり」(岩波書店版『内村鑑三全集』第2巻, 363頁)と論じたことと対比されたい。
- 23) 「偉大なる国民」『国民之友』第119号, 8頁。なお、夏日漱石の『三四郎』の一節に富士山について「あれが日本一の名物だ。あれよりほかに白慢するものはなにもない。ところがその富士山は天然自然にあったものなんだから仕方ない。われわれがこしらえたものじゃない」という評があることもよく知られており、国粋における自然と国民の能動性との関係を指摘している。
- 24) 内村「志賀重昂氏著『日本風景論』」『内村鑑三全集』第3巻, 154頁。
- 25) 和辻哲郎『風土』第5章「風土学の歴史的考察」参照。
- 26) ラッセルの名は『人文地理学講義』『志賀重昂全集』第2巻, 224頁などにみえる。
- 27), 28) 「平民的短歌の発達」大久保利謙編『山路愛山集』(明治文学全集・第35巻)290頁以下。
- 29)～31) 志賀「日本民族独立の方針」『日本人』第23号, 各々14, 16, 17頁。なお、文中の「大同団結」は後藤象二郎が中心となっている運動そのものを自動的に指すものではない。
- 32), 33) 志賀「日本前途の国是は」『国粋保存旨義』に撰定せざるべからず『日本人』第3号, 1～2頁。
- 34) 『真善美日本人』柳田泉編『三宅雪嶺集』(明治文学全集・第33巻)200～1頁。
- 35) 羯南「近時政論考」『陸羯南全集』第1巻, 68頁。
- 36) より直截には「一国の『ナショナリティー』を保存し且発達せしむるは、一人一個が『インディヴィデュアリティー』と『ヨリジナリティー』を保存し且発達せしむるに毫も異なる処なし」(「感涙を滴れたるもの」『日本人』第6号, 30頁)と説かれている。
- 37) 杉浦「国と云へる思想の必要」『杉浦重剛全集』第2巻, 167～8頁。
- 38)～42) いずれも無署名「日本国民は明治22年2月11日を以て生れたり」, 『日本人』第22号。筆者は三宅雪嶺と推定される。
- 43) 羯南「日本国民の新特性」『陸羯南全集』第2巻, 5頁。
- 44) 竹内好編「アジア学の展開のために」162～3頁参照。
- 45) 稲田正次『明治憲法成立史』下巻, 230頁。なお、ここで国民がcitizenとされていることにも留意されたい。

- 46) 無署名「日本人の特有」『日本人』第22号, 12頁。
- 47) 羯南「近時憲法考」『陸羯南全集』第1巻, 22頁。
- 48) 志賀「日本国裡の理想的事大党」『日本人』第5号, 5頁。
- 49) 志賀「日本前途の二大党派」『日本人』第6号, 6頁。なお「皇帝陛下の聖徳」『日本人』第5号, 19頁も同旨。
- 50) 杉江輔人「我邦の土風を如何にして振興すべきか」『日本人』第7号, 15頁。
- 51) 菊池熊太郎「国粹主義の本拠」『日本人』第16号, 4頁。
- 52) 無署名「皇室典範」『日本人』第7号, 26頁。
- 53) 羯南「伊勢の太廟、皇室と行政府との関係」『陸羯南全集』第1巻, 533頁。
- 54) もちろん、長く存続してきたがゆえに尊崇に値するとして正当化する論理がないわけではない。杉浦重剛は明治44年、エネルギー保存の法則を論拠としていう—「我が皇祖皇宗は此国に於て一番古くから勢力を貯へられたものであって、夫が即ち神と云ふことに崇められてその後引継ぎて今日まで連綿として居る……又広く是を世界に考へて見ても、是位永く続いて勢力の保存して居るものは外にない」と云ふことであつて見れば、此日本と云ふものはどうしても万国に冠絶すると云ふことは空論ぢや無い」（「科学より見たる神道」、『杉浦重剛全集』第1巻, 422頁）と。この自然科学の基本法則の内容と全く無関係な「適用」の戯画性は、永続それ自体を価値化する立論構成の困難性をかえって明示しているともいえるであろう。
- 55) 志賀「『日本人』が懐抱する処の旨義を告白す」『日本人』第1号, 第4頁。

III

さて、国民の宗家としての皇室という位置づけは、「我日本人種は一親族の集合より成り」「我帝室は日本国民の総本家なり」「日本臣民は帝室の族親なり」「帝室と臣民とは恰も父と子との関係ある者たり」¹⁾などの断定を重ねていって帝室は臣民に対し、「仮令死するも親は親たるの資格を有するが如く、天然に唯一比なきの位置を有せらるる」²⁾とする血縁的決定論でも名づけるべき結論へと導くものである。しかし、『日本人』誌上でなされたこの議論は、必ずしも天皇の赤子として一方的な忠誠を強制するものでもないし、ただちに「家族国家」観³⁾と同一のイデオロギー機能をもつものでもない。ここでの論者の狙いは、以上の議論を立てておいて、それをむしろ逆手にとり、帝室と臣民の利益は同一で齟齬があつてはならないとして国民の基本的権利は欽定憲法によつても十分保障されるべきだと主張するところにある。すなわち「帝室は果して臣民の利益となり幸福となるべき者ならば、言論の自由なり、愁訴の権なり、弾劾の権なり、決して之を惜みて附与せられざるの道理な」⁴⁾しと述べ、「天然之（＝国民）に付属する所の権力」⁵⁾を天皇に対して要求していくという構成になっているのである。しかしながら、いうまでもなく国民の宗家としての皇室の位置づけが権利要求の前提として使われる例はきわめて限られており、多くは国民に義務を強制する前提として現われることとなる。「皇室は我邦人民宗家の長なり、国家の長者なり……人民は以上の関係に依り以て天皇に

臣従するものなり……我国にては愛国と愛皇室とは同一なり」⁶⁾と天皇と皇室への臣従を促す論理となって大きく発現していったのである。

さて、他方、文化の発出点ないし拠点として皇室を捉える見方は、「欧州各国の文化は人民より起れり。而して日本の文化は常に皇室より起れり」⁷⁾という陸羯南の見解に典型的にみられるものであり、これは「皇室は慈善の源なり、榮譽の源泉なり、善美の源なり。其の典範は政治上に向てよりも寧ろ社交上に向て感化を及ぼすこと多し」⁸⁾と敷衍されていく。羯南自身は同時に天皇大権の絶対性を強調するために文化の発出点、拠点としての比重は相対的に軽くなるざるをえないが、『日本人』誌上では政治から隔離されることによってかえって皇室が日本の国粹を体現し、日本文化の源泉たりえたとの見方が打出されていた。この皇室の非政治性という観点から「帝室が精神上的の権力と実形上の権力とを分離して、一を幕府に委ねたるが故に、余輩の所謂日本国粹なるものは、国家と共に保存し発達することを得たるなり」⁹⁾と皇室を精神的權威にとどめてきたことが国家と国粹の保存に有益であったとみなし、将来にわたって「帝室をして政治上の責を受けしめざることは、余輩国粹論者の切に希望する所なり」¹⁰⁾と宣言するのである。文化の発出拠点としての皇室に対する国民の帰属感を国粹とする立場からすれば、皇室が政治に関することはその伝統にも反し、国民を離反させることに帰結しかねない。皇室はあくまで政治から離れ、日本文化の拠点であることによって国民統合の凝集核になりうるというのが『日本人』同人たちの大方の見解であり、福沢諭吉の『帝室論』の趣旨とも相通じるものであった。これと関連して、歴史的に武士が政治的実権を掌握しながらも自重心をもって皇室を尊崇する愛皇室心を保持しつづけてきたことにより日本魂が形成されたとの理解から、「此日本魂こそ実に我国家を組織する所の親和力にして、一日も欠く可らざるの国粹なりしなり」¹¹⁾と力説され、国家の親和力を造り出すために皇室に対して特殊な義務をもつ中等人士を新士族として育成し愛皇室心のトレーガーたらしめよとの提言もなされることになる。

このように万世一系の皇室の存続をもって日本の固有性の表徴とする考え方は、これを文化的側面に限定すれば国粹論となるが国制の特異性を重視すれば国体論に傾く¹²⁾。そのいずれであるにせよ、この立場に立つかぎりでの次なる課題はいかにして皇室が万世一系でありえたか、そしていかにすれば今後も万世一系たりうべく存続できるか、という問いに答えることであり、ここに神聖不可侵の皇室という立論がなされることになる。

この点に関して『日本人』の論議は、「帝室の無朽安固を謀るには、天皇神聖犯すべからざるの地に置き奉り、帝室をして政治界を離れたる者」¹³⁾とすべしとして非政治性によって神聖性を保持しようとするものであり、神胤であることに正統性根拠を求めるものではなかった。藩閥政治家による詔勅の乱用や尊重の強要に対して「神聖なる者は数々せざるが故に神聖なり」¹⁴⁾と批判しつづけたのもここに因っていた。

しかしながら、明治憲法は天皇不親政の伝統や H. ロエスラーの反対¹⁵⁾にもかかわらず、

「万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」（第1条）としたうえで、「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」（第3条）との不可侵無答責の規定を置くことによって万世一系の皇統を護持するという方針を採った。そして、その根拠を「天地湖判して神聖位を正す。蓋し天皇は天縦惟神至聖にして臣民群類の表に在り。欽仰すべくして干犯すべからず」（『憲法義解』）と説いて、神聖性を天より授かった神ながらの至聖の皇位そのものに求め、天皇を「独不敬を以て其の身体を干瀆すべからざるのみならず、併せて指斥言議の外に在る者とす」（同上）と宣言したのである。羯南はこれをうけて「我が天日嗣の天皇は歴史上及び現実上に於て誠に絶対的の神聖なり、誠に絶対的の不可侵なり……立憲帝政の神髓たる此の皇帝尊厳性は独り我が日本に於てのみ成文憲法以前既に存立するを得たり」¹⁶⁾と弁じ、天照大神から発した天皇の絶対的の神聖不可侵性をもって日本史上の特性と称えている。また、皇位の尊厳性を新たに作為したものではなく、成文憲法以前に日本の国体に固有の属性であったとする点でも「憲法に殊に人權を掲げて之を条章に明記するは、憲法に依て新設の義を表するに非ずして、固有の国体は憲法に依て益々鞏固なりする『憲法義解』の見解と同行であった。

そして、この神胤たる天皇—それはただちに現人神とみなされたわけではない—の神聖不可侵性を憲法に先立つものとして強調する憲法起草者たちの狙いは伊藤博文の「今憲法ノ制定セラル、ニ方テハ先ヅ我国ノ機軸ヲ求メ我国ノ機軸ハ何ナリヤト云フ事ヲ確定セザルベカラズ……我国ニ在テ機軸トスベキハ独り皇室アルノミ」¹⁷⁾とのよく知られた憲法草案審議のための枢密院での演説に示されたとおりである。そこでは、本来、宗教こそ民心帰一の機軸であるべきだとしながらも、日本では仏教も神道も微弱で機軸たりえないとの判断から皇室を擬似宗教に仕立てざるをえないとの事情も同時に表明されていた。しかし、仏教や儒教ないし神道をもって国民統合の紐帯としようとする動きがなかったわけではもちろんない。『日本人』もまた棚橋一郎「国教を設くるの必要を論ず」¹⁸⁾において国民の精神的・一体化の機軸となるべき国教の設定が提唱され、具体的には井上圓了による連載論説「日本宗教論」において儒仏神の三教のうち「仏教ヲ維持拡張スルハ即チ日本人ヲシテ日本人タラシメ日本人ヲシテ独立対抗セシムル要法ナリ」¹⁹⁾との論が唱えられた。井上はさらに仏教がキリスト教に代わって宗教世界を席捲すると予想し、仏教信仰が「日本人ヲシテ世界ヲ压倒シ地球ヲ併呑セシムルノ先鞭トナルモノ」²⁰⁾とまで説き及んでいる。これとは別に烏地黙雷は「神道が国体を基礎として、威権あるも、其徒は僅々数十万」²¹⁾にすぎないことを理由に神道を国教とすることを斥け、「人民の帰嚮は仏教にあり。仏教は即ち一国の精神にして、安立を維持する所の基礎たる者なり」²²⁾として仏教こそ日本国民の一体化を促す国教たりうるとみなしていた。しかしながら『日本人』が考える国教とは国家が認定し信仰を強制する性質のものではなく、日本人を日本人たらしめて国民的統合に資する機軸としての宗教を選択するとすれば何が適切か、の検討にウェイトが置かれたものであり、そのため国民の宗教生活や信仰の実態に目を向けたものであった。だが、

政府が大教宣布運動以来推進してきた宗教政策は、忠君愛国をめざす教育政策と合流して教育勅語の発布となって現われた。それは『日本人』がめざしたように国民の伝統から導き出されたものではなく「皇祖皇宗ノ遺訓」として「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」とその拳々服膺を強要し、それを国体の精華として誇るものであった。

このように儒教的徳目の源泉として皇室を位置づけ、国民統合の要とする考えは、明治12年以来元田永孚²³⁾が唱え続けたものであり、西村茂樹が『日本道徳論』の末尾で勤勉、節儉などの徳目のほか特に「万世一統の皇室を奉載す」という一条目を付して「本邦の如きは既に至貴至尊の皇室あり、民心をして悉く此皇室に帰向せしめば、国の鞏固安全求めずして自ら得べし、何ぞ宗教の力を仮ることを須ひん」²⁴⁾と説いたことと符合している。西村は明治19年には佐々木高行らと修身教科書の勅選を三条実美に提言し、明治22年には「本邦の歴史を按ずるに、国民道徳の根元は、常に皇室にあり」²⁵⁾として皇室が徳育教育を掌握するため宮内省に明倫院設置を建議するなど皇室を国民道徳の総攬者とする運動を推進していた。明治14、5年頃、「万世一系の天位の堅固にして動かざりしは……虚器を擁し玉ふの致す所なり」²⁶⁾として天皇を利用する尊皇家を非難した西村もまた皇室を道徳教育の中核に据える運動を経て、万世一系の皇室を戴く国体を世界に冠絶したものとみなし、「皇室は即ち国家、国家即ち皇室なり。凡そ学問にても宗教にても、皇室に危害を加へんとする者は、即ち国家に危害を加へんとする者なり。此の如き教学は之を邪教と称すべく、之を曲学と名くべし」²⁷⁾と断言するに至った。皇室と国家は同視され、皇室はまさに『憲法義解』が言い放ったように「指斥言議の外に在る者」として学問的にも宗教的にも不可触、不可侵^{サンクチュアリ}の聖域となされることとなったのである。

そして、「国民国家」日本の固有性としての国粹を模索して万世一系の皇室＝国体に行きつくという構図は多少のバリエーションを伴いながらも多くの領域で等しく見られた趨勢であった。

明治21年5月佐々木高行、西村茂樹らが敬神、尊王、愛国を綱領として明治会を設置し、『明治会叢誌』を発行したが、そこには東京大学古典講習科卒業生で井上毅の日本古典調査のアシスタントを務めた小中村義象が「我國民は帝室の支族なり。帝室をおきてまた日本国なし……帝室と国家とは恰も形と影の如く、また魚と水の如し。これ我國の他国と異なる所以なり」²⁸⁾といった論説を寄せることとなる。また、明治21年8月創刊の『日本文学』には『日本人』掲載の「我が帝室ニ対スル国民ノ感情」を国粹とする説に賛同して「苟モ日本人ノ具有スル特性中、此感情ノ如ク、其起源ノ旧キモノアルカ、其勢力ノ強大ナルモノアルカ。外邦人ノ到底模倣スル事能ハザルモノアルカ」²⁹⁾とする論説のほか、皇室に関して「たとひ国史を厳密に詮索し科学的に攷究して、一二の破綻を上占に看出する事ありとするも、之れを暴露したるが為に我が皇室の尊嚴を汚し、我が国体の優美を損するが如き憂は寸毫も之れなかるべし」³⁰⁾と説く歴史家三上参次の論文が載せられている。また、栗原宣太郎らが設立した修正会も「我

が大和民族は帝室と如何なる関係を有するか³¹⁾を講究の主要目的に挙げて『日本学誌』を創刊した。23年11月には「国史・国文・国法ヲ攻究シ、我が国民ノ国家觀念ヲ湧出スル源泉トナシ、皇祖皇宗ノ謨訓ニ基キ、固有ノ倫理綱常ヲ闡明」³²⁾することを目的に国学院が開院。27年11月から『国学院雑誌』発行。またその同窓会誌として『国学』を発刊し、「国学の本分は、実にかの教育の大勅に宣へる、皇祖皇宗の遺訓を講明するにあり」³³⁾とする三矢重松の論などが掲載されることとなる。さらに内藤恥叟、井上頼圀、三上参次らとともに国学院国史講師であった今泉定介は国体について「富士山は高く雲に聳え、琵琶湖は広々としてさざ波しづかに、その景色の麗きこと、画にもかかまくほしし、是れわが国体なるか……景色いかに美しく、氣候いかに穏なるも是のみならば、世界にめづらしとするに足らず……上は万世一系の天皇をいただき、下には忠孝勇武の臣民ありて、一心同体となりて、我が国土を守り来れるならばしを、我が国体とは唱ふるなり」³⁴⁾と論じているが、ここには前述したように風土論的国粹論から万世一系の天皇の存続を国粹とする国体論への立論構成の変化が集約的に示されている。

これと関連して国語学を一瞥しておくとし、「日本の如きは殊に一家族の発達して一人民となり、一人民発達して一国民となりし者」³⁵⁾と国民の宗家として皇室を位置づけたうえで、その単一民族が単一言語としての日本語という精神的血液によって維持され、結合している点を強調した上田萬年は「国語は帝室の藩屏なり、国語は国民の慈母なり」³⁶⁾との断案を下すこととなる。単一民族と単一言語と民族の宗家としての皇室というトリアデに日本の特異性としての国粹をみる立論構成であった。

また、国法、国制、国家学という分野では明治20年3月「各国家ノ異同^{はんべつ}ヲ甄別スルヲ得ベク、各其国体ニ従ヒ国風ニ^{ちとつ}本キ一定ノ政略、一定ノ経済皆基礎ヲ得ベキコト」³⁷⁾を期して『国家学会雑誌』が発刊されたが、そこでは穂積八束が「全能ノ主権ハ君主ニ在リ、如斯ニシテ社会ノ貧苦ヲ負担スルノ劣族モ亦神聖ナル君主ノ全能権ニ倚頼シテ社会優族ノ圧制ヲ免レ悲哀ナル境涯ヲ離レテ社会福利ノ分配ニ当ルベキナリ」³⁸⁾と論じ、全能神聖にしてシュタイン、グナイスト、ロエスラーらに拠った社会的君主制（Sozialer Monarchismus）としての天皇像を描いている。穂積はさらに「祖先教ハ公法ノ源ナリ」³⁹⁾と論を進め、日本が他国と異なる理由を「唯ニ万世一系ノ不易ノ君主ヲ戴クト云フノミナラズ、祖先教ヲ以テ社会ノ秩序ヲ正シク祖先ヲ崇拝スルノ教ハ即民族ノ宗家タル皇室ヲ奉戴シテ一国一社会ヲ團結スルト云フノ歴史ニ稀ナルノ法則ヲ数千年間ノ下ニ維持シ得タリト云フ点ニ在リ」⁴⁰⁾と書き、祖先教を論拠として民族の宗家たる皇室を奉戴する国体の固有性を宣揚していった。なお、23年9月には山田顕義、金子堅太郎らによって「我国に日本法学なるものを振起し、以て国家盛運の万一を増進せん」⁴¹⁾として日本法律学校（現在、日本大学）が開校されている。

さらに宗教運動に目を転じると、明治21年山岡鉄太郎、鳥尾小弥太、川合清丸らが大日本国教社を創設して儒神仏三教を大道＝国教とし、「国教ハ国ノ精神ナリ……皇統国体ノ係ル所、

道徳風化ノ出ル所、一國ノ性命ニ係レリ」⁴²⁾と説いてその布教を図った。22年には『日本人』同人でもあった井上圓了、島地黙雷が大内青巒らと「天子様の御威光と仏法の眞の道理とを何所までも保つ」⁴³⁾ことを目的として尊皇奉仏大同団を結成。23年「惟神ノ皇道ヲ講ジ以テ報本反始ノ大義ヲ明ラカニシ國家ノ典憲ヲ服膺シ聊いざさか以テ天恩ニ報答ス」⁴⁴⁾として惟神学会が活動をはじめていた。この動きは明治24年以後のいわゆる教育と宗教の衝突論争を経て、明治29年教育勅語そのものを経典とする大日本教会の設立、明治30年「日本主義によりて、現今我邦に於ける一切の宗教を排撃」⁴⁵⁾すと宣言してひたすら国祖崇拜を説く高山樗牛、井上哲次郎、木村鷹太郎らの大日本教会の旗上げと雑誌『日本主義』の創刊、と推移して20年代思潮は終局を迎えることになるのである。

そして、明治30年代初頭を風靡した日本主義の首唱者樗牛は、20年代の国粹保存主義を単純幼稚の意見のみと決めつけ、「是の幼稚なる独断を離れ、内外古今の文物に対して研究的態度を取りたるものは、明治思想史上日本主義を以て嚆矢となす」⁴⁶⁾と自讃している。しかし、彼が内外古今の文物を研究し、取捨して成ったと称する日本主義の核心とは——見国際的相対性を意識したかにも見える日本主義の名称にもかかわらず——「君民一家は我国体の精華なり、実に是れ我皇祖皇宗の宏遠なる遺謨に基き、万世臣子の永く景仰体認すべき所なり。されば国祖及び皇室は、臣民たるものが無上の崇敬を捧ぐべき所なり」⁴⁷⁾という底のものであり、それはまた「ああ国家主義なる哉、日本主義なる哉。人道の花も是の中に開くべく、個人の実も是の中にみのるべし」⁴⁸⁾といわれるように皇室のみならず国家至上主義をも信仰として国民に強制するものであった⁴⁹⁾。この主張が『日本人』や『日本』が発端当初に志向した国民と国家の特性の発揚としてのナショナリティを振起して「国民国家」日本を発現させ、それによって国際社会へ参入していくというプログラムから次第に離れつつ、帝国憲法、教育勅語、日清戦争などを契機に20年代を通じて万世一系の国体論へと収斂していった潮流の一面の極大化であったことはいうまでもない。20年代の思潮は、かくてナショナリティ探究の初発の理念からすれば10年にわたる長い旅程を経て、最も不毛な地点に到達し、ナショナリティの焦点は国民から国家へと転移したのである。

こうした思想の変遷の中で、『新日本之青年』において復古主義に反対し、泰西日進の新主義によって知識世界第二の革命達成を標榜してデビューしたはずの徳富蘇峰は、条約履行運動において『日本人』や『日本』と同調し、明治25年5月から執筆を始めた『吉田松陰』において幕末の対外的危機感に対する国民的精神の発露として明治維新を捉え、尊国体、尊王という観念を強く押し出すこととなった。そこにはすでに「皇室中心主義」⁵⁰⁾の用語もみえている。そして、日清戦争後の『大日本膨張論』においては「国家の前には、総てを忘るとは、是れ日本国民の特性にあらずや」⁵¹⁾と述べるとともに尊王主義と平民主義とは名を異にして実を一にするものと説示して憚らなかったのである。その軌跡とシェーレをなすかのごとく、『日本人』

は日清戦争後の膨張主義的国権論の昂揚とそれに伴う個人の自由の圧殺に筆鋒鋭く反対し、「国権皇張と自由制度と並び立たざる者にあらず。国権皇張の巴むべからざるを自覚する人民に向て圧抑を施すは、却て国権皇張に害ありとす」⁵²⁾と警告を發し、「今後は宜しく国醜の在る限り断然之を斥除して毫も仮借する所無きを可とす」⁵³⁾として“非国醜保存”を宣言するに至った。羯南もまた「国家主義の濫用を最も疾む」⁵⁴⁾として自由主義と個人主義の意義を切論し、「真の国家主義を言はんとするには、先づ人民の休戚を専ら講究し、政府主義の決して国家主義に非ざるを明にせよ」⁵⁵⁾と説述していた。

この蘇峰の平民主義と『日本人』および『日本』の国粹主義、国民主義との10年を経ての境位の交叉は、一にかかってその間に形成され、千年に及ぶ文明の師であった中国に勝利した「国民国家」・日本と国際社会との位置関係をいかに捉えていくかというスタンスの取り方についての認識の相違にもとづくものであった。

明治29年7月雑誌『世界之日本』を發刊した竹越三义が「過來八九年日本国民の間に最も高く聞たる叫は『日本人の日本』にてありしが、三四年此声一変して『東洋の日本』となり、今や将さに再變して『世界の日本』とならんとす」⁵⁶⁾との文章で筆を起こしたのは、まさしく明治20年代の思潮を跡づけるとともに來たるべき思想課題の所在を示すものであったといえよう。

- 1), 2) 棚橋一郎「帝室と人民」『日本人』第18号, 18頁。
- 3) 詳細は石田雄『明治政治思想史研究』前篇など参照。
- 4), 5) 棚橋「帝室と人民」『日本人』第18号, 19頁。類似の例では「大事を決するには、天皇陛下と雖も、必ず先づ輿論の傾向如何を察して、而る後に裁可し玉ふは、憲法に規定せざるも、君徳に於て然るべきが如し」（無署名「条約改正、秘密と輿論」『日本人』第29号, 2頁）と天皇を国民の側から規制する論理として用いられている。
- 6) 無署名「士族論」『日本人』第39号, 14～5頁。筆者は三宅雪嶺と推定される。
- 7), 8) 羯南「近時憲法考」『陸羯南全集』第1巻, 20～21頁。なお、「榮譽の源」『羯南全集』第3巻, 651頁も同旨。羯南は日本「文化常に中央の都府即ち皇室及朝廷の誘導に出でたるが如し」とするが、これは雅の源流を天皇とし、民衆文化を「みやびのまねび」と位置づける三島由紀夫などの文化概念としての天皇制論と同軌のものといえる。また皇室の伝統はあくまで文化の中心としての機能にあったとする津田左右吉「日本の皇室」（『中央公論』1952年7月号）も同じ立場である。
- 9), 10) 菊池熊太郎「日本国粹を保存し助長せんとすれば責任宰相の制を設けざるべからず」『日本人』第18号, 8頁。
- 11) 前掲「士族論」『日本人』第39号, 14頁。
- 12) この点、福沢諭吉が nationality の訳語に国体を当てて政統、血統との区別を強調しながら「固より我国の皇統は国体と共に連綿として今日に至るは、外国にも其比例なくして珍らしきことなれば、或は之を一種の国体と云ふも可なり」（『文明論之概略』第2章）と言わざるをえない錯雑した関係があり、単純化は危険ではあるが、今は一応本文のように解しておきたい。なお、丸山真男『「文明論之概略」を読む』上巻, 第2講参照。
- 13) 辰巳小次郎「風憲論」『日本人』第18号, 15頁。

- 14) 無署名「御名」『日本人』第63号, 28頁。
- 15) ロエスラーは「今後幾百千年ノ後マデ皇統ノ連綿タルベキヤハ何人モ子知シ能ハザル所ナリ」として万世一系という字句に反対した。J. ジームス著, 本間英世訳『日本国家の近代化とロエスラー』129頁以下参照。
- 16) 羯南「近時憲法考」『陸羯南全集』第1巻, 22頁。
- 17) 稲田正次『明治憲法成立史』下巻, 567頁所掲。
- 18) 『日本人』第2号。ただし, 棚橋は「其如何なる宗教とすべきやとの説の如きは, 請ふ他日を待て之を陣べん」(19頁)とする。
- 19), 20) 井上「日本宗教論緒言」『日本人』第1号, 8～9頁。井上は白らの宗教論を国粋保存主義に基づくもの(第4号, 11頁)と称し, また仏教が外来宗教であったとしても「今日の仏教は日本の仏教にして外国の仏教にあらず」(第6号, 11頁)という。
- 21), 22) 島地「日本人の父母」『日本人』第11号, 9～12頁。なお, 志賀は「基督教を輸入せん事を奨説す」(第5号, 5頁)としたため, その混乱を「『日本人』の宗教主義」(『国民之友』第24号)や末兼八百吉『国民之友及日本人』(明治21年)などが批判している。
- 23) 元田と井上毅との天皇の位置づけと国教をめぐる十数年に及ぶ思想的対抗と協働については拙稿「天皇の聖別化と国『教』論」(『近代日本の知と政治』所収)を参照いただきたい。
- 24) 西村『日本道德論』日本弘道会編『泊翁叢書』(以下, 西村についての引用は全てこれによる), 92頁。
- 25) 西村「土方宮内大臣への建言」395頁以下。
- 26) 西村「威権の在る所」460頁, 「帝室政府」474頁も同旨。
- 27) 西村『国家道德論』100頁。
- 28) 小中村「帝室史編纂意見」『明治会叢誌』第46号, 1頁。
- 29) 日本文学子「国粋の解釈」『日本文学』第5号, 深荳和男『明治の国文学雑誌』61頁所掲。
- 30) 三上「上古史研究の方針」『日本文学』第22号, 深荳, 前同書, 62頁所掲。なお, ここで問題とされている重野安禪らが楠公父子の別れや児島高德の史実を否定したことに対し, 『日本人』は「歴史を乱だす者は国体を乱だす者なり」として「国体の罪人」(第49号, 23～4頁)と断じ, 羯南は「日本歴史中に於て比類なき忠臣孝子の遺蹟を穿鑿(而も断簡零墨に捩り)して其虚伝なるを摘発し, 揚々得色あるが如きは苟くも愛国心ある日本人の為すべき所為なる歟」(『歴史家及考証』『陸羯南全集』第2巻, 464頁)と詰難していた。
- 31) 「『日本学誌』発刊緒言」『日本学誌』第1号。
- 32) 山田顕義「国学院設立趣意書」『国学院大学八十年史』115頁。
- 33) 三矢「国学と教育」『国学』第2号, 5頁。
- 34) 日本大学今泉研究所編『今泉定介先生研究全集・1』168～9頁所掲。
- 35), 36) 上田萬年『国語のため』前掲『落合直文・上田萬年他集』明治文学全集・第44巻110頁および426頁。
- 37) 渡辺洪基「本会開設ノ主旨」『国家学会雑誌』第1号, 4頁。
- 38) 穂積「国家全能主義」『国家学会雑誌』第4巻第39号。『穂積八束博士論文集』192頁。
- 39) 『国家学会雑誌』第5巻第60号, 『穂積八束博士論文集』233～41頁。
- 40) 穂積「家制及国体」『穂積八束博士論文集』258頁。
- 41) 『日本大学略史』68～9頁。
- 42)～44) 桜井匡『明治宗教思想史研究』344～6頁, 388頁および373～4頁に各々所掲。
- 45) 樽牛「日本主義」『樽牛全集』第4巻, 284頁。

- 46) 梶牛「国民精神の統一」『梶牛全集』第4巻, 397頁。
- 47) 梶牛「明治思想の変遷」『梶牛全集』第4巻, 255頁。梶牛の場合も国祖や皇室を崇敬すべき理由は日本国民の宗家という点に求められている。
- 48) 梶牛「宗教と国家」『梶牛全集』第4巻, 321頁。
- 49) 以上の議論は、民族の大父たる帝室が統治し、臣民が臣子たる道を尽すことを国体とする加藤弘之の『吾が国体と基督教』や天皇機関説論争を経て、『国体の大義』と『臣民の道』に行きつく。
- 50) しかし、20年代の議論では皇室を政治の中核に据えるものではなく、「皇室を政治の上に超然たらしめ、社交上の中心点たらしめよ……皇室自から社会主義の実行者となり、民の父母たる実を挙げしめよ」（『尊王新論』『国民之友』第192号, 5頁）といい、非政治的でありながら、かつ社会的君主とする矛盾を含む位置づけであった。
- 51) 蘇峰『大日本膨脹論』, 植手通有編『徳富蘇峰集』（明治文学全集・第34巻）265頁。
- 52) 無署名「国権論を誤ること勿れ」『日本人』第3次改刊第1号（明治28年7月5日）9頁。明治29年3月20日発行の第18号でも国家主義の隆盛に異を唱え「今日は則ち盛んに自由民権を鼓吹すべきの時」（『盛んに自由民権を偲へよ』）と時流に抗する姿勢をとっている。
- 53) 無署名「非国醜保存」『日本人』第3次第92号, 55頁。三宅雪嶺が筆者と推定される。
- 54), 55) 羯南「国家主義の濫用」『陸羯南全集』第5巻, 335頁。
- 56) 竹越「世界の日本」民友社文学叢書, 第4巻『竹越三叉集』339頁。

IV

明治6年『学問ノス、メ』において「日本には唯政府ありて未だ国民あらず¹⁾」と福沢諭吉は喝破したが、それから20年を経て陸羯南は「日本国はナシヨンにあらずしてエターなり²⁾」との診断を下した。羯南によればエター（Etat）とはただ政府を具えただけの、つまりアパレートとしての国家であるのに対し、ナシヨン（nation）とは君民一致して物質的組織のみならず精神的組織をも完備した最優等の国家であった。すなわち国民国家の理想型として羯南が想定するのがnationであった。福沢における国民（nation）も被治者であるとともに治者であるという自同性をもった構成員が一致して政治的共同体を運営していく主体としての状態をさしている³⁾と解しうることからすれば、両者の思想史的位相の違いにもかかわらず、国民国家の形成という一点に関する限り両者の課題は等質のものであったとみなせるはずである。そう解釈して誤まりないとするれば、この時点で羯南が「立憲政体の創立は欧人がエターをナシヨンに進むるの一方法と為す所、吾が帝國既に立憲政体を立てたるに、猶ほナシヨンたるを得ざるか。民刑法典の制定も亦た其の要具たるべきに、既に法典を有する吾国は何故に未だナシヨンたらざるか³⁾」と自問し、「是れ皆な形骸のみ……他邦より見れば唯だ主権者あるを見るのみ、政府あるを見るのみ。而して社会民人の心魂あることは則ち見へ難し。是れエターたるを得べきもナシヨンたるを得ずといふ所以か⁴⁾」と自答したことは一体いかなる意味をもつのであろうか。

それはとりも直さず、福沢の20数年をかけての思想的営為にもかわらず、明治6年の「国民国家」日本についての規定が依然として妥当する状態にとどまっていたことを意味する。だが、それだけでなく「自ら君民の合同を意味する『国民』」⁵⁾ 観念を基礎として「国民的政治 (ナショナルポリチック)」⁶⁾ を追求してきた羯南の国民主義が功を奏せずなお課題でありつづけていること、逆言すれば国民的政治の未完成をも意味することになるはずであった。

もちろん、国家形成と異なり、国民形成は、国民の精神的、意識的な要因が大きな比重を占めるだけに、論者によって評定に差が出るのは必然でもある。そのため、蘇峰のように「国民的統一は、廃藩置県に始まり、十年の乱平ぎたるに中し、国会開設に到りて終はれり。三十年の歴史は、吾人をして国民的統一の何物たるを解せしめ、行はしめ、而して慣れしむるに於て、余りありき」⁷⁾ と判断し、20年代初頭より対抗してきた国民主義と平民的進歩主義とが日清戦争によって融和抱合したとみなして⁸⁾、日清戦争後の国民的課題を国民的精神を土台として世界的経営に入ると設定することも十分に可能だったのである。これに反し、羯南の日には、日清戦争の遂行という課題において「国民国家」がいったんは形成されたかのごとく見えながら、その後の推移はあに岡らんや国民の国家への従属を急テンポで昂進させていく状況として映じていた。いや、より正確に言えば「国家は政府人民の両者を含むものなるを、今の国家国家といふ者の所謂の国家は『人民』を取除きての国家なり」⁹⁾ とみなされる質の、唯政府のみありて国民なきエターとしての国家、すなわち福沢の規定への回帰として捉えられる態様のものであった。それが国民の未成立であるとともにそのまま「国民国家」日本の未成立と捉えられていたことはいうまでもない。だが、一人天皇のみが主権者であり、政府や議会もまた天皇のそれとして構成される国制の下で十全な国民国家が成り立つはずもなく、その点を突き崩すことなしには nation の特性としてのナショナリティも国家にからみ取られざるをえなかったというべきであろう¹⁰⁾。

そうした事態の帰結をいかに判定するかはともかくとして、志賀らの国粹主義や陸の国民主義は、日本社会の固有性を示すとともに世界的通有性をもちうる特性の中から国民的統合と独立の核となるべきナショナリティを確定しようとしたという企図において、西洋近代のカテゴリーにてらしつつ principle of nationality を志向したものであった。それは確かに日本文化を普遍化させ、世界の文化を豊富化させようという企図に基づき、国内的には他国との相異性を前面に立てて国民の統合を図り、自国の特性を国民に浸透させようとするものであった。しかし、その企図にもかわらず、固有性に大きく傾斜してしまった結果とのバランスシートを考えるとき、志賀らが国粹とし、杉浦が国種と、そしてその他の人々が国性、国風などと定めた nationality の訳語に、もし民粹なり民種なり、民性、民風などを当てて発想していたとするならばナショナリティの立論構成もその結果も同体に収斂することなく、いかほどか違ったものになりはしなかったかと推測してみる必要もあるだろう。

もちろん、そのとき北村透谷が「徳川氏の時代に平民の上に臨みし至粹は如何なる理想となりてあらはれしや……我は其一を俠と呼び、他を粹と呼ばむ」¹¹⁾と至粹としての平民の理想を捉えながらも「われは実に徳川時代に平民の理想となりて異色の光彩を放ちしこの『俠』を、其時代の平民の為に憐れむなり」¹²⁾と評価せざるをえなかったような伝統しか国民がもちえなかったことも考慮されなければならないであろう。同じく俠勇(chivalry)をもって、「武士道はその表徴たる桜花と同じく、日本の土地に固有の花である」¹³⁾とした新渡戸稲造がその淵源を神道の教義に求め、「我が民族の感情生活の二つの支配的特色と呼ぶべき愛国心および忠義」¹⁴⁾、つまり忠君愛国を導き出していく立論の正当化根拠にもなりうる両面性がそこにはつきまどっていたからである。いずれにしろ、そうした両面性を腑分けしつつ、民衆の精神史的伝統や生活世界のあり方そのものに着目してナショナリティを析出していく作業は柳田国男の民俗学、柳宗悦の民芸運動、津田左右吉の『文学に現われたる我が国民思想の研究』などの成果をまたなければならなかったのである。

さて、小稿を閉じるに当たって、ナショナリティの日本語である国粹が中国に渡って劉師培、章炳麟、鄧実ら国学保存会会員による『国粹学報』発刊となり、新たな展開を遂げていった¹⁵⁾という史実を指摘しておきたい。この海をはさんだ国粹をめぐる二つの国、二つの時代の思想運動の比較分析については他日を期すこととし、ここでは「国粹を用いて種性を激動し、愛国の熱腸を増進する」¹⁶⁾といった章炳麟などの国粹保存の主張に対し、その章炳麟の国学講習会の受講者であった魯迅が向けた次のような評言を記すにとどめたい。

「国粹」とは何か。字義どおりに解すれば、一国だけにある他国にない事物、とするほかない。言いかえれば、特別のもの、ということだ。しかし、特別かならずしもよくはないのに、なぜ保存せねばならぬのか。……われわれを保存する力があるかないか、それだけを問うべきであって国粹であるかないかは問題でない¹⁷⁾。

そして、この言を受けて、私たちは再び出発点にひき戻されることになる。はたして自国のみ固有なナショナリティがなければ「国民国家」は存在せず、日本人としての自己同一性も確保されないであろうか。また「国民国家」という枠組が人間の生存にとって永遠に不可欠のものとして存続しつづける必然性は今なお存しているであろうか、という地点に。

明治20年代のナショナリティをめぐる立論の軌跡は、かくて今なお問い自体を問いかけるための問題性を孕んで私達の眼前に対象化さるべく立ち現われてくる。国際化の前提と称して自国文化の固有性の強調が声高に叫ばれる昨今であるだけになお一層の衝迫性をもって。

1) 『文明論之概略』第9章では「日本には政府ありて国民(ネーション)なし」と表現されている。

2)~4) 羯南『原政及国際論』『陸羯南全集』第1巻、177~8頁。

5) 羯南「国民的の観念」『陸羯南全集』第2巻、7頁。

- 6) 羯南「近時政論考」『陸羯南全集』第1巻, 67頁。
- 7) 蘇峰『大日本膨脹論』前掲『徳富蘇峰集』270頁。
- 8) 蘇峰「平民的進歩と国民的精神」『国民之友』第220号, 1～6頁。
- 9) 羯南「国家主義の濫用」『陸羯南全集』第5巻, 335頁。
- 10) この点は、尊皇の名において政府批判を封じこめようとする藩閥政府を指弾する拠点に皇室を据え、「政府の政敵は或は皇室の忠臣なり」（羯南「偽尊皇主義」『陸羯南全集』第3巻, 498頁）とすることによって、一面で皇室を政治的抗争の域外に置くという主張と矛盾し、他面で皇室の絶対化、神聖化によって自ら皇室への批判を封殺してしまったことと無縁ではない。
- 11), 12) 透谷「徳川時代の平民的理想」岩波文庫版『北村透谷選集』146頁および156頁。
- 13), 14) 新渡戸「武士道」岩波文庫版, 25頁および34頁。新渡戸も神道の「祖先崇拜は系図から系図へと辿って皇室をば全国民共通の遠祖となした」と述べ、日本の皇室こそ「権威の像たるのみでなく、国民的統一の創造者であり象徴である」との評言が妥当するとみなしていた。
- 15) 黄節「国粹学報叙」において「三宅雄次郎、志賀重昂ら雑誌を撰して国粹保存を倡ふ」（『国粹学報』第1冊, 三丁裏）と言及されている。狩野直喜「支那近世の国粹主義」（『支那学文叢』所収）、島田虔次「章炳麟について」（『中国革命の先駆者たち』所収）も参照されたい。
- 16) 章炳麟「演説録」『民報』第6号, 4頁。
- 17) 魯迅『熱風』所収「随感録35」。訳文は竹内好個人訳『魯迅文集』第3巻, 21～2頁による。

(1989年2月稿)